都市計画の原案の理由書

１　種類・名称

東京都市計画公園　第３・３・１３５号　西大泉二丁目公園

２　理　由

練馬区都市計画マスタープラン（平成２７年１２月改定）では、本計画地のある西大泉二丁目を含む第５地域は、社寺林等の保護樹林や屋敷林が点在し、他地域と比較して生産緑地も多く、区のみどりを支える地域である一方、地域全体の緑被率は減少しており、今後も公園の整備等を推進するとともに、公共のみどりと、住宅地など民有地のみどりの保全と創出を課題としている。このことから、日常的なレクリエーションの場等としての公園の整備を推進することや、多面的な機能を持つ都市農地や屋敷林などの民有地の貴重なみどりを、良好な都市環境に必要なものとして保全することをまちづくりの指針としている。

練馬区みどりの総合計画（令和５年度改定）（令和６年３月）では、暮らしに潤いをもたらす身近な公園づくりを進めることとしており、まとまった面積の公園の整備を推進し、オープンスペースの確保を進めることとしている。

本計画地は、住宅地内に位置する約１．９ヘクタールの生産緑地等で、周辺地域において最大規模の平坦なオープンスペースである。周辺の街区公園等の立地状況なども踏まえ、近隣公園として整備することにより地域住民の利便性や居住環境の向上等に寄与する。

こうしたことから、当該地域におけるレクリエーション機能の充実及びみどり豊かな景観の形成を図るため、本計画地約１．９ヘクタールを都市計画公園に追加する都市計画変更を行うものである。